名称に関する細則

1969年 5月22日制　　定
1979年12月21日改　　定
1981年 3月13日改　　定
1990年10月23日改定施行
2011年11月24日改定施行
2012年 3月29日改正施行

第１条

クラブおよび団体が、ＪＡＦに新規登録する名称を以下の通り規定する。

第２条

原則として、次の各項に該当する名称では申請することができない。

１．ＦＩＡおよびＦＩＡ加盟のＡＳＮの名称および略称など。

２．ＪＡＦに登録済みのクラブおよび団体の名称および略称。
　ただし、当該クラブおよび団体の同系であり、支部地名等の属称を付し、かつ名称使用の同意を得た場合は、この限りでない。

３．著名な商品名、会社名およびその他これに類似の名称。ただし、当該会社と直接または間接に関係があり、かつ名称使用の同意書があれば、この限りではない。

４．連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）など、およびこれとの同義語など。

５．日本、世界、国際、アジア、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの誇大名称、およびこれとの同義語など。

第３条

１．新規登録の場合、第２条の各項に該当する以外の名称であっても社会通念上奇異に感じられる名称、ならびに実質と内容が伴わない名称については、登録を認めない場合がある。

２．第２条の各項に該当する名称であっても、当該クラブまたは団体の実績および活動内容等を審査のうえ登録を認める場合がある。

３．更新登録の場合、既登録クラブまたは団体において、名実が相反する場合は、改称を求める場合がある。

第４条

クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかを用いた組み合わせによって表示されなければならない。

なお、略称はローマ字で示すこととし地名を付記するものはこの限りでない。

第５条

クラブ、団体が新規に登録する際は、名称の由来についての説明書を添付しなければならない。

第６条

ＪＡＦに登録済みのクラブ、団体の名称変更の申請があれば、これを審査し、実績ならびにその内容が伴うものと判断した場合は、これを許可することがある。

第７条

本細則は、2012年３月29日より施行する。